



# 宮 崎 県 公 報

平成21年3月30日(月曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	訓 令	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1		○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 9	

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第12号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(名称、位置及び所管区域)				(名称、位置及び所管区域)			
第88条 宮崎県行政機関設置条例(平成11年宮崎県条例第37号)第2条第1項の規定により設置された県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。				第88条 宮崎県行政機関設置条例(平成11年宮崎県条例第37号)第2条第1項の規定により設置された県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税及び総務 に関する事務	商工及び労政 に関する事務			県税及び総務 に関する事務	商工及び労政 に関する事務
[略]				[略]			
宮崎県日南 県税・総務 事務所	日南市戸高1丁 目12番地1	日南市 串間 市 南那珂郡	日南市 串間 市 南那珂郡	宮崎県日南 県税・総務 事務所	日南市戸高1丁 目12番地1	日南市 串間 市	日南市 串間 市
[略]				[略]			
(名称、位置及び所管区域)				(名称、位置及び所管区域)			
第102条 宮崎県行政機関設置条例第3条第1項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。				第102条 宮崎県行政機関設置条例第3条第1項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関 する事務	児童福祉及び 知的障害者福 祉に関する事 務			社会福祉に関 する事務	児童福祉及び 知的障害者福 祉に関する事 務
宮崎県中央 福祉子ども センター	宮崎市霧島1丁 目1番地2	宮崎市 日南 市 串間市 宮崎郡 南那 珂郡 東諸県 郡	宮崎市 日南 市 西都市 宮崎郡 南那 珂郡 東諸県 郡 児湯郡	宮崎県中央 福祉子ども センター	宮崎市霧島1丁 目1番地2	宮崎市 日南 市 串間市 宮崎郡 東諸 県郡	宮崎市 日南 市 西都市 宮崎郡 東諸 県郡 児湯郡
[略]				[略]			
2 [略]				2 [略]			
(名称、位置及び所管区域)				(名称、位置及び所管区域)			

第 113 条 宮崎県行政機関設置条例第 5 条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南保健所	日南市吾田西 1 丁目 5 番 10 号	日南市 串間市 南那珂郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 153 条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県都城食肉衛生検査所	都城市平江町 38 号 1 番	都城市（上水流町及び高崎町を除く。） 日南市 串間市 宮崎郡 南那珂郡 北諸県郡 東諸県郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 161 条 宮崎県行政機関設置条例第 6 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 189 条 宮崎県行政機関設置条例第 7 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県南那珂農林振興局	日南市戸高 1 丁目 12 番地 1	日南市 串間市 南那珂郡
[略]		

(内部組織)

第 197 条 [略]

2 総合農業試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
[略]	
宮崎県総合農業試験場 亜熱帯作物支場	南那珂郡南郷町大字贅波字御津 3236 番地 3
[略]	

3 [略]

(名称、位置及び管轄区域)

第 212 条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原 3151 番地 1	宮崎市 日南市 串間市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 113 条 宮崎県行政機関設置条例第 5 条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南保健所	日南市吾田西 1 丁目 5 番 10 号	日南市 串間市
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 153 条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県都城食肉衛生検査所	都城市平江町 38 号 1 番	都城市（上水流町及び高崎町を除く。） 日南市 串間市 宮崎郡 北諸県郡 東諸県郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 161 条 宮崎県行政機関設置条例第 6 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 189 条 宮崎県行政機関設置条例第 7 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県南那珂農林振興局	日南市戸高 1 丁目 12 番地 1	日南市 串間市
[略]		

(内部組織)

第 197 条 [略]

2 総合農業試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
[略]	
宮崎県総合農業試験場 亜熱帯作物支場	日南市南郷町贅波 3236 番地 3
[略]	

3 [略]

(名称、位置及び管轄区域)

第 212 条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原 3151 番地 1	宮崎市 日南市 串間市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 237条 宮崎県行政機関設置条例第10条第1項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南土木事務所	日南市戸高1丁目12番地1	日南市 南那珂郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 248条 宮崎県行政機関設置条例第11条第1項の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県油津港湾事務所	日南市油津4丁目12番地16	日南市 串間市大字市木字夫婦浦 南那珂郡南郷町
[略]		

第 237条 宮崎県行政機関設置条例第10条第1項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南土木事務所	日南市戸高1丁目12番地1	日南市
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 248条 宮崎県行政機関設置条例第11条第1項の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県油津港湾事務所	日南市油津4丁目12番地16	日南市 串間市大字市木字夫婦浦
[略]		

第 2 条 宮崎県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(課内室の設置)</p> <p>第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総合政策課)</p> <p>第 7 条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 国土保全推奨制度の推進に関すること。</p> <p>(15)～(19) [略]</p> <p>2 中山間・地域対策室においては、前項第10号から第15号までに掲げる事務及び第16号に掲げる事務のうち国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事務を分掌する。</p> <p>(国保・援護課)</p> <p>第26条 国保・援護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 老人医療に関すること。</p> <p>(6) 後期高齢者医療制度に関すること。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>第28条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者の自立支援に関すること。</p> <p>(2) 障害者の就労支援に関すること。</p> <p>(3) 身体障害者の福祉に関すること。</p> <p>(4) 知的障害者の福祉に関すること。</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。</p>	課	課内室	[略]		市町村課	[略]	<p>(課内室の設置)</p> <p>第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td>就労支援・精神保健対策室</td> </tr> <tr> <td>労働政策課</td> <td>地域雇用対策室</td> </tr> <tr> <td>農政企画課</td> <td>ブランド・流通対策室</td> </tr> <tr> <td>地域農業推進課</td> <td>連携推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総合政策課)</p> <p>第 7 条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14)～(18) [略]</p> <p>2 中山間・地域対策室においては、前項第10号から第14号までに掲げる事務及び第15号に掲げる事務のうち国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事務を分掌する。</p> <p>(国保・援護課)</p> <p>第26条 国保・援護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 後期高齢者医療制度等に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>第28条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障がい者の自立支援に関すること。</p> <p>(2) 障がい者の就労支援に関すること。</p> <p>(3) 身体障がい者の福祉に関すること。</p> <p>(4) 知的障がい者の福祉に関すること。</p> <p>(5) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。</p>	課	課内室	[略]		市町村課	[略]	障害福祉課	就労支援・精神保健対策室	労働政策課	地域雇用対策室	農政企画課	ブランド・流通対策室	地域農業推進課	連携推進室
課	課内室																				
[略]																					
市町村課	[略]																				
課	課内室																				
[略]																					
市町村課	[略]																				
障害福祉課	就労支援・精神保健対策室																				
労働政策課	地域雇用対策室																				
農政企画課	ブランド・流通対策室																				
地域農業推進課	連携推進室																				

(6)～(8) [略]

(9) 障害児（者）の福祉を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設に関すること。

(10)～(12) [略]

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(工業支援課)

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7)～(9) [略]

(労働政策課)

第43条 労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) シルバー人材センターに関すること。

(10) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の施行事務に関すること。

(11)～(17) [略]

(企業立地推進局)

第44条 企業立地推進局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 企業立地の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) [略]

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(10) [略]

(地域農業推進課)

第46条 地域農業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(9) [略]

(農産園芸課)

(6) 障がい児の福祉に関すること。

(7)～(9) [略]

(10) 障がい児（者）の福祉を目的とする社会福祉法人及び社会福祉団体並びに社会福祉施設に関すること。

(11)～(13) [略]

2 就労支援・精神保健対策室においては、前項第2号及び第5号に掲げる事務、第11号に掲げる事務のうち精神医療審査会に関する事務、第12号に掲げる事務並びに第13号に掲げる事務のうち精神保健福祉センターに関する事務を分掌する。

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 川南遊学の森に関すること。

(工業支援課)

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 農商工連携等の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(8)～(10) [略]

(労働政策課)

第43条 労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 若年者、高齢者等の就労支援に関すること。

(10) 県内企業の人材確保支援に関すること。

(11)～(17) [略]

2 地域雇用対策室においては、前項第8号から第10号までに掲げる事務を分掌する。

(企業立地推進局)

第44条 企業立地推進局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 企業立地に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 企業立地の推進に関すること。

(3) 立地企業フォローアップに関すること。

(4) [略]

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 農産物の流通に関する施策の企画及び推進に関すること。

(5) 卸売市場に関すること。

(6)～(12) [略]

2 ブランド・流通対策室においては、前項第3号から第5号までに掲げる事務を分掌する。

(地域農業推進課)

第46条 地域農業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 農商工連携等の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(5) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

(6)～(11) [略]

2 連携推進室においては、前項第4号から第7号までに掲げる事務を分掌する。

(農産園芸課)

第48条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 農産物の流通に関する施策の企画及び推進に関すること。

(9) 卸売市場に関すること。

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

農政水産課

(1)～(21) [略]

(22)～(33) [略]

[略]

(内部組織)

第 115条 中央保健所、都城保健所及び延岡保健所に次の課を置く。

[略]

2 日南保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。

[略]

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

衛生環境課

(1) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(2)～(5) [略]

(6) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(7) 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(8) [略]

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(10) ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(11) 大気汚染、水質汚濁その他の公害に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(12)・(13) [略]

(14) 浄化槽に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(15)・(16) [略]

(17) 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること (中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること (中央保健所

第48条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

農政水産課

(1)～(21) [略]

(22) 優良農地の確保及び農地流動化に関すること。

(23) 農商工連携等の推進に関すること。

(24)～(35) [略]

[略]

(内部組織)

第 115条 都城保健所及び延岡保健所に次の課を置く。

[略]

2 中央保健所、日南保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。

[略]

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

衛生環境課

(1) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(2)～(5) [略]

(6) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(7) 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(8) [略]

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(10) ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(11) 大気汚染、水質汚濁その他の公害に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(12)・(13) [略]

(14) 浄化槽に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(15)・(16) [略]

(17) 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること (都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること (都城保健所



、都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の  
主管に属するものを除く。)

(19) [略]

(20) 毒物及び劇物に関すること (中央保健所、都城保健所及  
び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するも  
のを除く。)

(21)~(23) [略]

[略]

(分掌事務)

第 121条 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとす  
る。

[略]

微生物部

(1)・(2) [略]

(3) 飲食物及び環境中の細菌学的検査に関すること。

(4)~(6) [略]

[略]

(分掌事務)

第 164条の 5 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおり  
とする。

[略]

育林環境部

(1)~(9) [略]

(10) 病虫害獣等の防除の試験研究に関すること。

(11) 病虫害の発生予察の調査研究に関すること。

(12) [略]

[略]

(内部組織)

第 191条 中部農林振興局、南那珂農林振興局、北諸農林振興局  
及び西諸農林振興局に次の課を置く。

[略]

農政水産課

[略]

2 児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に次の課を置く。

[略]

農政水産課

[略]

及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属する  
ものを除く。)

(19) [略]

(20) 毒物及び劇物に関すること (都城保健所及び延岡保健所  
にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

。

(21)~(23) [略]

(24) 薬事等に係る監視指導に関すること (中央保健所に限る  
。)

(25) 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること (中  
央保健所に限る。)

(26) 水道施設に係る監視指導に関すること (中央保健所に限  
る。)

(27) 特定建築物に係る監視指導等に関すること (中央保健所  
に限る。)

[略]

(分掌事務)

第 121条 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとす  
る。

[略]

微生物部

(1)・(2) [略]

(3) 上水、飲料水、工場及び事業場の排水、飲食物並びに環  
境中の細菌学的検査に関すること。

(4)~(6) [略]

[略]

(分掌事務)

第 164条の 5 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおり  
とする。

[略]

育林環境部

(1)~(9) [略]

(10) 病虫害獣等の防除の試験研究に関すること。

(11) [略]

[略]

(内部組織)

第 191条 中部農林振興局、南那珂農林振興局、北諸農林振興局  
及び西諸農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域農政企画課

[略]

2 児湯農林振興局に次の課を置く。

[略]

地域農政企画課

[略]

3 東臼杵農林振興局に次の課を置く。

総務課

地域農政企画課

農畜産課

農村建設課

農地整備課

林務課

森林土木課

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

農政水産課

(1)～(12) [略]

(13) 農業経営構造対策に関すること。

(14)～(26) [略]

農畜産課

(1)～(11) [略]

農村建設課

(1)・(2) [略]

(3) 国営及び国営関連土地改良事業の調査及び調整に関する  
こと(南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。)。

(4)～(6) [略]

[略]

農業経営課

(1)～(4) [略]

(内部組織)

第 230条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する分場に試験地を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場生物 利用部小林分場米良試 験地	児湯郡西米良村大字上米良字猪之津 久呂 398番地の2

(分掌事務)

第 255条の6 東九州自動車道用地事務所宮崎支所の分掌事務は、次のとおりとする。

普及企画課

農業経営課

農業普及課

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域農政企画課

(1)～(12) [略]

(13)～(25) [略]

(26) 国営関連土地改良事業の調査及び計画に関すること(南  
那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。)。

(27) 畑地かんがいの総合調整に関すること(南那珂農林振興  
局及び東臼杵農林振興局を除く。)。

(28) 優良農地の確保及び農地流動化に関すること。

(29) 農商工連携等の推進に関すること。

農畜産課

(1)～(11) [略]

(12) 農業経営構造対策に関すること。

農村建設課

(1)・(2) [略]

(3) 国営事業に関すること(南那珂農林振興局及び東臼杵農  
林振興局を除く。)。

(4)～(6) [略]

[略]

農業経営課

(1)～(4) [略]

農業普及課

(1) 地域農業改良普及センター内の県有財産及び機械器具の  
管理に関すること。

(2) 農業に関する普及指導の企画及び総合調整に関すること  
。

(3) 農業経営の指導に関すること。

(4) 農山漁村生活の改善に関すること。

(5) 農業に関する研修に関すること。

(6) 農業の担い手育成に関すること。

(7) 農業情報の収集、整理及び提供に関すること。

(8) 普及協力委員に関すること。

(9) 作物及び工芸作物の技術及び経営指導に関すること。

(10) 畜産及び飼料作物の技術及び経営指導に関すること。

(11) 野菜の技術及び経営指導に関すること。

(12) 果樹、花き及び養蚕の技術及び経営指導に関すること。

(内部組織)

第 230条 [略]

2 [略]

(分掌事務)

第 255条の6 東九州自動車道用地事務所宮崎支所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東九州自動車道に係る用地事務に関すること（都農町心見川以南に係るものに限る。）。

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任职務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第27条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	福祉保健部 障害福祉課
[略]		

(広報企画監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
環境森林部	計画指導監	[略]
	施設調査対策監	上司の命を受けて、エコクリーンプラザみやざき問題に係る対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	木材流通対策監	[略]
商工観光労働部	地域雇用対策監	上司の命を受けて、地域雇用対策の総合調整に関する事務を掌理する。
農政水産部	農水産物ブランド対策監	上司の命を受けて、農水産物ブランド対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	担い手対策監	上司の命を受けて、農業の担い手及び新規就農対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	農業改良対策監	[略]
[略]		

(県参事等)

第 266 条 [略]

2 前 3 条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
局	局次長	[略]

(1) 東九州自動車道に係る用地事務に関すること（都農町以南に係るものに限る。）。

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任职務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第2項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	福祉保健部 障害福祉課
[略]		

(広報企画監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
環境森林部	計画指導監	[略]
	木材流通対策監	[略]
農政水産部	農業改良対策監	[略]
	[略]	
[略]		

(県参事等)

第 266 条 [略]

2 前 3 条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
局（課を有する局を除く。）	局次長	[略]
	副参事補	上司の命を受けて、局の特定の事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受けて、局の特定の事務を掌理する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験



[略]
-----

(職)

第 271条 次の表に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
県税・総務事務所	所長 次長 (2人。宮崎県税・総務事務所に限る。) 課長
[略]	
看護大学	学長 副学長 学生部長 附属図書館長 教授 准教授 講師 助教 助手 事務局長 課長
[略]	
木材利用技術センター	所長 副所長 課長 部長 副部長
[略]	

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
[略]	
副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長、副学長及び副場長	[略]
学生部長	[略]
[略]	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

## 訓 令

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第1号

本 庁  
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 宮崎県職員の駐在に関する規程(平成19年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

		を必要とする局の特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は局の特定の事務を掌理する。
	主査	上司の命を受けて、その専門的業務に従事する。
[略]		

(職)

第 271条 次の表に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
県税・総務事務所	所長 次長 (2人。宮崎県税・総務事務所に限る。) 課長 センター長
[略]	
看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館長 教授 准教授 講師 助教 助手 事務局長 課長
[略]	
木材利用技術センター	所長 副所長 (2人) 課長 部長 副部長
[略]	

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
[略]	
副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長及び副場長	[略]
学部長	上司の命を受けて、学部に属する事務を掌理する。
学生部長	[略]
研究科長	上司の命を受けて、研究科に属する事務を掌理する。
[略]	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務	所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工事検査課	日南市戸高 1 丁目12番地 1（日南総合庁舎内）	日南市 串間市 南那珂郡	土木工事の検査に <u>関すること。</u>	工事検査課	日南市戸高 1 丁目12番地 1（日南総合庁舎内）	日南市 串間市	土木工事の検査に <u>関すること。</u>
		都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 南那珂郡 北諸県郡 西諸県郡	農業土木工事の検査に <u>関すること。</u>			都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	農業土木工事の検査に <u>関すること。</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第 2 条 宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務	所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務
消防保安課	[略]	[略]	[略]	消防保安課	[略]	[略]	[略]
水産政策課	宮崎市港 2 丁目 6 番地（水産会館内）	[略]	[略]	労働政策課	宮崎市橋通東 4 丁目 8 番 1 号（ <u>カリノ宮崎内</u> ）	宮崎県	宮崎就職相談支援センターの <u>運営に<u>関すること。</u></u>
		延岡市愛宕町 2 丁目15番地（ <u>延岡総合庁舎内</u> ）	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡			水産業の改良普及に <u>関すること。</u>	水産政策課
工事検査課	延岡市愛宕町 2 丁目15番地（延岡総合庁舎内）	[略]	[略]	工事検査課	延岡市愛宕町 2 丁目15番地（延岡総合庁舎内）	延岡市 日向市 東臼杵郡（ <u>東臼杵農林振興局の所管に属する区域に限る。</u> ） 西臼杵郡	森林土木工事の検査に <u>関すること。</u>
		延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	農業土木工事の検査に <u>関すること。</u>			延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	農業土木工事の検査に <u>関すること。</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
水産試験場	日南市油津 4 丁目（ <u>油津港内</u> ）	[略]	[略]	水産試験場	宮崎市港東 1 丁目（ <u>宮崎港内</u> ）	[略]	[略]

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。